

倉敷市公告第59号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、変更の届出事項の概要等を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年2月6日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ児島店

所在地 倉敷市児島赤崎一丁目2798番1ほか

(2) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

代表者の氏名 代表取締役 山 口 普

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

(4) 変更年月日

別紙のとおり

(5) 変更する理由

別紙のとおり

2 届出年月日

令和7年1月23日

3 縦覧期間

令和7年2月6日から令和7年6月6日まで

4 縦覧の場所

倉敷市役所商工労働部商工課